

令和4年度 第1回秩父市総合教育会議 次第

令和4年6月30日（木）15時～

歴史文化伝承館5階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 学校現場の働き方改革の取り組みについて

(2) ヤングケアラーについて

4 その他

5 閉 会

秩父市総合教育会議設置要綱

平成27年5月18日 制定
令和4年4月1日 一部改正

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項に基づき、秩父市の教育に資するため、秩父市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(分掌事務)

第2条 総合教育会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる協議及び次条に掲げる構成員の事務の調整を行う。

- (1) 秩父市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 秩父市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、別に定める手続きにより、あらかじめ市長にその旨を申し出、許可を受けなければならない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、

その議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取したものによる議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、公表する。

(調整結果の尊重)

- 第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

- 第9条 総合教育会議の庶務は、市長室総合政策課において処理する。ただし、総合教育会議の開催並びに大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

秩父市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秩父市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人とする。

(傍聴の許可)

第3条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の氏名、住所その他市長の必要と認める事項を傍聴人受付簿に記入し、市長の許可を受けなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が傍聴を不適當と認める者

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙すること。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が会議を非公開としたとき、傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(指示)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則
(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 8 月 29 日総合教育会議決定、一部改正)
この要領は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

1 学校現場の働き方改革の取り組みについて

働き方改革について

県教委が平成28年度に実施した「勤務状況調査」で教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らか
結果概要：職種別勤務時間を除く在校時間の1日あたりの平均

校種の平均 小学校では2時間48分、中学校では3時間2分で、中学校が14分長い。

在校時間が長い職 小中学校⇒教頭、主幹教諭、教諭等、校長、養護教諭、栄養教諭等の順

⇒学校を取り巻く環境が複雑化・多様化

「外国語活動・外国語科」「プログラミング教育」等の新たな科目等への対応

国が進めるICT化の推進への対応等

必然的に時間の確保が必要となり、教員が健康を害すれば、その家族や児童生徒への影響大

⇒毎日健康で児童生徒の前に立ち、教員が授業や準備をはじめとした教育活動に全力で専念することが
学校教育の質の維持向上につながる。

教職員の在校時間等の現状

在校時間 (R3.11 ⇒ R4.3) 秩父市教委 勤務実態調査から

① 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合(休日・週休日を含む)

[小学校]32.5% ⇒ 41.5% [中学校]53.0% ⇒ 33.0%

② 1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合(休日・週休日を含む)

[小学校] 3.0% ⇒ 7.3% [中学校]16.2% ⇒ 4.8%

勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容

[小学校] 授業準備、提出物等の添削、学級経営等 [中学校] 授業準備、部活動、学級経営等

小学校・・・学級担任制 一人の教師が担当する授業時数が多い傾向

授業や休み時間・登下校の指導、給食指導等があり、授業準備や校務分掌を行う時間の確保が難しい状況。

中学校・・・個々の生徒に応じた教育相談や進路指導、それに加えて休日や週休日には部活動

必然的に超過勤務時間が増加する傾向にあります。

秩父市の対応

負担軽減のための4つの視点

① 「教職員の健康を意識した働き方の推進」

年次休暇や夏季休暇等の積極的な取得の促進(取得しやすい職場づくり、退校時刻の設定)

② 「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」

業務削減や業務改善など見える形での着実な実行(校務支援システム、留守番電話、学校行事の見直し等)

③ 「教職員の負担軽減のための条件整備」

会計年度任用職員 業務分担(学習支援員やスクールサポートスタッフ等、部活動に係る活動方針の策定)

④ 「保護者や地域の理解と連携の促進」

学校運営協議会やPTAとの連携、地域の外部指導者等の導入等

秩父市の目標超過勤務時間の上限

① 月45時間以内 ②年360時間以内

月80時間超 0 を目標

参考資料埼玉県公立学校教員採用試験

R元年度(H30年度実施)	小学校	3.1倍	中学校	6.2倍
R2年度(R元年度実施)	小学校	2.6倍	中学校	5.3倍
R3年度(R2年度実施)	小学校	2.5倍	中学校	4.2倍
R4年度(R3年度実施)	小学校	2.1倍	中学校	3.8倍

2 ヤングケアラーについて

ヤングケアラー

本来大人がすると想定されているような家事や家族の世話などのケアを日常的に行っている 18 歳未満の若者

具体的なケア内容（埼玉県教育委員会 ヤングケアラーハンドブックより）

病気や障害がある家族に代わり、家事	病気や障害のある家族の身の回りの世話
家族に代わり、幼いきょうだいの世話	心が不安定な家族の話聞く
病気や障害のあるきょうだいの世話や見守り	がん・難病など慢性的な病気の家族の看病
目が離せない家族の見守りや声かけなどの気づかい	家計のために働いて、病気や障害のある家族を助ける
日本語が話せない家族や障害のある家族のために通訳	病気や障害のある家族の入浴やトイレの介助

ヤングケアラーの現状（埼玉県教育委員会 ヤングケアラーハンドブックより）

埼玉県が県内高校 2 年生に行ったヤングケアラー実態調査では、回答者の 4.1%（約 25 人に 1 人）の生徒がヤングケアラー。また、回答者のうち 75%は高校生になる前にケアを始めている。

秩父市の現状（ヤングケアラーについてのアンケート調査 R4.3.10）2,209 人 秩父市教委調査

※問 1 から 児童生徒の「ヤングケアラー」という言葉の認知度が低いため、ヤングケアラーの実態を反映しているとはいえないので、本調査における回答は参考数値です。

1 ヤングケアラーの認知度（全員回答）	「知っている」 32.5% 「聞いたことはあるが詳しくは知らない」 27.9% 「知らない」 39.6%
2 ふだん家族の世話をしていますか（全員回答）	「している」 12.2% 「していない」 87.8%
3 ふだん世話をしている相手（2で「いる」と回答した人 269 人 複数回答可）	「母親」 64.7% 「父親」 31.6% 「祖父」 20.4% 「祖母」 14.5% 「兄弟姉妹」 45.7% 「その他」
4 世話の内容（2で「いる」と回答した人 269 人 複数回答可）	「家事（食事の準備、掃除、洗濯）」 80.7% 「送り迎え等」 18.2% 「入浴やトイレ介助」 19.3% 「買い物や散歩」 44.2% 「病院への通院」 8.2% 「その他」 介護、ゴミ出し、おむつ替え、ミルクをあげる等
5 1週間平均の世話日数（2で「いる」と回答した人 269 人）	「週 1～2 日」 77 人 「週 3～5 日」 87 人 「1ヶ月に数」 18 人 「ほぼ毎日」 83 人 「その他」 4 人
6 1日平均の世話時間（2で「いる」と回答した人 269 人）	「1時間未満」 162 人 「1～2時間」 88 人 「2時間以上」 19 人
7 世話をしている中での経験（2で「いる」と回答した人 269 人 複数回答可）	「学校を欠席」 1.1% 「遅刻や早退」 2.6% 「宿題などの時間がない」 8.9% 「睡眠不足」 5.9% 「遊べない」 6.7% 「自分の時間がない」 11.2% 「特になし」 81.4%
8 世話に悩みについての相談経験（2で「いる」と回答した人 269 人）	「相談したことがある」 12.6% 「したことはない」 87.4%
9 相談相手（8で「相談したことがある」と回答した人 34 人 複数回答可）	「家族」 61.8% 「友人」 44.1% 「学校の先生」 29.4% 「保健室の先生」 5.9% 「SC」 8.8%
10 相談していない理由（8で「したことはない」と回答した人 235 人）	「それほどの悩みではない」 86.0% 「誰にすればいいかわからない」 1.7% 「相手がいない」 1.7% 「話したくない」 1.3% 「何も変わらない」 8.5% 「その他」 0.8%

今後の対応

ヤングケアラーに該当する児童生徒への支援体制として、学校や教育委員会で情報共有をした上で、学校に負担が集中しないよう行政機関、民生委員、児童委員等の関係団体と連携し、それぞれの役割に応じた支援体制の確立を図る。また、ヤングケアラーの支援を行うためには、まず教職員が正しい知識を持つことが大切であり、教職員への研修を通して児童生徒の理解を図ることができるよう、資質、能力の向上に努める。ヤングケアラーについての校内の指導体制を確立し、情報共有できるよう学校訪問の機会を通して指導していく。